



かがやき

山形市立第一小学校
学校だより 第4号
R2.7.30発行
校長：田所 昭裕
児童数 225名
(7月1日現在)

「新しい夏休み」のための「対話」を！

学校の全面再開から約2ヶ月、子供たちは様々な制約がある中を、感染予防に努めながら規則正しい生活を続けてきました。この間、当初予定していた行事はほとんどできませんでしたが、子供たちは「新たな生活様式」を習慣化し、日常の学校生活に「学ぶ楽しさ」や「くらしを支え合う大切さ」を見出そうと努めました。さすが第一小学校の子供たちです。保護者、地域の皆様にしっかり見守り支えていただいていることに、改めて感謝申し上げます。

残念ながら、この夏休み中も、楽しみにしていた夏祭りや花笠パレード、花火大会、そして学校のプール開放の中止が決定しております。全国的な感染拡大が続き、予断を許さない状況です。だからこそ、毎日の生活の中に喜びや楽しさを見出し、「新しい生活様式」を意識した「新しい夏休み」を満喫できるよう、お子様との丁寧な「対話」をお願いいたします。(8月の個人面談でも、具体的な取り組み状況を共有させていただきます。)

7月31日(金)の全校朝会では、改めて3つのポイントを示しながら、子供たちに次のような話をする予定です。

1. 感染予防に努める

外出したりお客様をお迎えしたりする機会も多いと思います。正しい手洗いや必要に応じたマスク着用、そしてソーシャルディスタンスに配慮した生活を、当たり前にしていきましょう。(朝の検温も続け、自分の体調管理に努めましょう。)

2. 「くらし」をつくる

「早寝・早起き・朝ごはん」を意識した規則正しい生活に加えて、「家庭での仕事を持つ」ことで、家族の一員としてみんなが気持ちよく生活できるよう心がけましょう。毎日の「あいさつ」も、気持ちを通わす大切な行為です。もう一度、家庭でルール(メディア、外出、自転車乗り等)を確認しましょう。

3. 「学び」をつくる

積極的に課題に取り組みましょう。丁寧にふり返りをするのはもちろん、自分の得意なことや難しい課題にも、どんどんチャレンジしてみましょう。

8月19日(水)に、笑顔で「おはようございます。」のあいさつを交わすことができることを楽しみにしております。

【夏季休業中の緊急連絡について】

◇平日の8時20分から16時50分まで、学校には日番がおります。

ただし8月11日(火)から14日(金)までは学校閉庁日となります。

◇それ以外に緊急連絡が必要な時は、次のアドレスにメールでお伝えください。

E-mail : kinkyu@dai1-e.ymgt.ed.jp

(※折り返し、連絡させていただきます。)

◇学校からの連絡は、メール配信にて行います。

「新たな取り組み」を模索しながら【奨学会】

7月28日（火）臨時の拡大評議員会が行われる予定でしたが、大雨のため延期となりました。松田会長より「『わ』をつなぐプロジェクト」事業として、次のような話をいただきましたので、簡単にお知らせいたします。

（1）当初「球技大会」を計画していた10月17日（土）に、親子で楽しむ参加型事業として「（仮）スタンプウォークラリー」を企画している。

（2）9月上旬、本校中庭を会場に山形市文化振興課で企画している野外映写会を後援する。（参加対象は4年生以上で、申し込みのチラシを31日に配付）

詳しくは、8月5日（水）の拡大評議員会で説明があります。

このような状況下でも、コロナ後の奨学会活動も視野に入れながら子供たちのためにできる取り組みを考えていただいていることに、改めて敬意を表します。

「オリジナル花笠」で街に賑わいを

先週、全校で取り組んだ「ハナサクヤマカタ」事業も、奨学会役員の皆様から紹介いただきました。東北芸術工科大学の小島 洋（こじま ひろし）先生が2年の学生さんと立ち上げた「オリジナル花笠で街に賑わいを！」という企画で、本校では6年生の花笠実行委員の子供たちが手を挙げ、中心となって取り組みを進めました。（全校活動の様子は、多くの新聞・テレビ局に取り上げられました。）花笠パレードはできませんが、ペア学年で花笠作りに取り組んだ子供たち、つかの間の祭り気分を味わっていました。取り組みの様子は、学校HPをご覧ください。

子供たちの作品は、8月第1週に七日町や本町の商店街に展示され街に彩りを添える予定です。



移動式エアコンを寄贈いただきました

学区にお住まいの梶熊 昭夫（かきま あきお）氏より子供たちのために役立てて欲しいとの申し出があり、特別教室で使用する移動式エアコン2台を寄贈いただきました。エアコンが設置されていない音楽室等で活用させていただきます。これで、暑い日も気持ちよく活動できそうです。

大事に使わせていただきます。本当にありがとうございました。



【自転車賠償責任保険等への加入について】

自転車事故に伴う高額な賠償請求が増える中、山形県では自転車の安全で適正な利用促進のための条例が制定され、7月1日より自転車賠償責任保険等への加入が義務化されました。

本校ではPTA連合会の安全互助会に加入しており条例違反とはなりません。子供の事故に関する損害賠償の上限が1,000万円までと限られております。確認の意味も込めて情報提供いたしますので、自転車損害賠償責任保険等への加入の参考としてください。